

令和2年4月1日付け採用  
高知県公立学校教員採用候補者選考審査  
筆記審査（教職・一般教養）

受審番号		氏 名	
------	--	-----	--

**【注意事項】**

- 1 審査開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見ないでください。
  
- 2 解答用紙（マークシート）は、下記に従って記入してください。
  - 記入は、HBの鉛筆を使用し、枠からはみ出さないよう丁寧にマークしてください。
  - 訂正する場合は、消しゴムで完全に消してください。
  - 氏名、受審する教科・科目、受審種別を、該当する欄に記入してください。
  - 受審番号の欄には、受審票を確認のうえ、受審番号（5桁）を記入してください。また、併せて、受審番号欄の該当する数字をマークしてください。
  - 解答は、解答用紙の該当する選択肢の記号をマークしてください。
  
- 3 筆記審査（教職・一般教養）が終了した後、解答用紙のみ回収します。受審者は、審査室内のすべての解答用紙が回収された後、監督者から指示があれば、この問題冊子を、各自、持ち帰ってください。



次の文は、「小学校学習指導要領」（平成29年3月告示）、「中学校学習指導要領」（平成29年3月告示）、「高等学校学習指導要領」（平成30年3月告示）、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月告示）、「特別支援学校高等部学習指導要領」（平成31年2月告示）の前文の一部である。文中の（①）～（③）に該当する語句を、下の1～8から一つずつ選びなさい。

※文中の下線部の表記は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」では『児童又は生徒』となり、「中学校学習指導要領」及び「高等学校学習指導要領」並びに「特別支援学校高等部学習指導要領」では『生徒』となる。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという（①）を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な（②）をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした（①）の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を（③）に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

- |        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 1 目標   | 2 均一的 | 3 画一的 | 4 能力  |
| 5 学習内容 | 6 理念  | 7 全国的 | 8 スキル |

問1（①）

問2（②）

問3（③）

22の2

次の問4～問9の文は、法令の条文の一部である。( ① )～( ⑥ )のそれぞれに該当する語句を、各文の下に示した1～4から一つずつ選びなさい。

問4 すべて国民は、法律の定めるところにより、その( ① )に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(日本国憲法第26条第1項)

- 1 力量    2 資質    3 能力    4 技能

問5 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その( ② )の遂行に努めなければならない。(教育基本法第9条第1項)

- 1 任務    2 職務    3 責任    4 職責

問6 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、( ③ )を加えることはできない。(学校教育法第11条)

- 1 暴力    2 体罰    3 危害    4 制裁

問7 職員は、その職の( ④ )を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。(地方公務員法第33条)

- 1 信頼    2 名誉    3 信用    4 威信

問8 教員は、( ⑤ )に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。(教育公務員特例法第22条第2項)

- 1 授業    2 職務    3 業務    4 服務

問9 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び（⑥）に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（いじめ防止対策推進法第8条）

- 1 根絶
- 2 啓発
- 3 早期解決
- 4 早期発見

問10 次のア～エの教育思想・理論についての説明が正しい場合を○，誤っている場合を×とした場合の組み合わせとして正しいものを，下の1～5から一つ選びなさい。

ア 「履修主義」とは，被教育者が所定の教育課程を，一定年限の間，履修すればよいという考えであり，所定の目標を満足させるだけの成果をあげることまでは求められない。

イ 「隠れたカリキュラム」(「潜在的カリキュラム」)とは，学校や教師が意図しないのに，暗黙のうちに子どもたちの学習活動や人間形成に働きかけることである。

ウ 「実質陶冶」とは，知的能力を形式的に訓練することを重視する立場であり，一つの領域で訓練された能力が他の領域にも転移すると考える。

エ 「リテラシー」とは，もともと「読み書き能力」のことであったが，現在では「科学リテラシー」や「メディアリテラシー」のように様々な分野における知識や能力を指すようになるなど，意味や対象が拡大してきた。

	ア	イ	ウ	エ
1	○	○	×	×
2	○	×	○	×
3	×	○	○	×
4	×	×	○	○
5	○	○	×	○

問11 次の文は，「中学校学習指導要領」(平成29年3月告示)の「総則」のうち第2の3の(2)「授業時数等の取扱い」の記述の一部である。下線部のように，授業時間の区切り方を変えて効果を高める学習活動を何と呼ぶか。正しいものを，下の1～5から一つ選びなさい。

各教科等の特質に応じ，10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において，当該教科等を担当する教師が，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で，その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは，その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

- 1 問題解決学習
- 2 プログラム学習
- 3 プロジェクト学習
- 4 モジュール学習
- 5 発見学習

問12 次の文は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日 中央教育審議会）の「15. 道徳教育」についての記述の一部である。文中の（ ① ）～（ ③ ）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

これからの時代においては、社会を構成する主体である一人一人が、（ ① ）をもち、人間としての生き方や社会の在り方について、（ ② ）の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と（ ③ ）協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質・能力を備えることが求められている。子供たちのこうした資質・能力を育成するために、道徳教育はますます重要になっていると考えられる。

- |   |        |         |        |
|---|--------|---------|--------|
| 1 | ①人生観   | ②多様な価値観 | ③役割分担し |
| 2 | ①高い倫理観 | ②多様な価値観 | ③対話し   |
| 3 | ①人生観   | ②幅広い世界観 | ③役割分担し |
| 4 | ①高い倫理観 | ②幅広い世界観 | ③役割分担し |
| 5 | ①人生観   | ②多様な価値観 | ③対話し   |

問13 次の文は、ある発達の様相について述べたものである。この発達の様相としてもっとも関連しているものを、下の1～5から一つ選びなさい。

ある2人の子どもが独力で、8歳の知能水準の問題を解くことができるとしよう。しかし、この2人に、まだ独力では解くことのできない問題を、教示や回答のヒントなどを与えながら行わせた場合に、一方の子どもは12歳の水準の問題が解けるのに、他方の子どもは9歳の水準の問題しか解けないことがある。

- 1 レディネス
- 2 臨界期
- 3 インプリンティング
- 4 発達の最近接領域
- 5 マターナル・デプリベーション

問14 次の文は、知能水準と学力水準について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ③ ）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

知能と学習との間には一般に（ ① ）があることが知られている。しかしながら、知能に対して学習が不十分であったり、反対に予測される以上の学習が認められたりする場合もある。知能水準と比較して学力水準が低い場合を（ ② ）、能力以上の学力を発揮している場合を（ ③ ）と呼ぶ。

- |   |         |            |            |
|---|---------|------------|------------|
| 1 | ①正の相関関係 | ②オーバーアチーバー | ③アンダーアチーバー |
| 2 | ①負の相関関係 | ②オーバーアチーバー | ③アンダーアチーバー |
| 3 | ①正の相関関係 | ②アンダーアチーバー | ③オーバーアチーバー |
| 4 | ①負の相関関係 | ②アンダーアチーバー | ③オーバーアチーバー |
| 5 | ①因果関係   | ②アンダーアチーバー | ③オーバーアチーバー |

問15 次の教育史上の人物についての説明として正しいものを、次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 イギリス経験論の代表的な哲学者ロックは、人間は教育を必要とする唯一の生物であると説明した。
- 2 ドイツの教育学者ヘルバルトは、知識・技能の習得と道德観の形成のどちらにも偏らずに両者を結合した「教育的教授」を主張した。
- 3 ドイツの哲学者カントは、紳士の自律的精神を主張すると同時に、公的な貧民教育の必要性を主張した。
- 4 ドイツの哲学者、教育学者ボルノウは、教育論集『知育・徳育・体育論』において国家や伝統的体制による教育への干渉を否定した。
- 5 イギリスの思想家スペンサーは、実存哲学の影響のもとで人間の非連続的な成長をもたらす契機としての危機や出会いの意義を説いた。



問16 福沢諭吉についての説明として誤っているものを、次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 緒方洪庵の適塾で学び、後に江戸で蘭学塾を開いた。それが後の慶應義塾へと発展する。
- 2 幕府の遣欧使節の一員としてヨーロッパ諸国を視察し、帰国後に『西洋事情』を発刊した。
- 3 著書『学問のすゝめ』では、実学を推奨し、一人ひとりの自主独立の達成を励ました。
- 4 明治の文明開化に大きな役割を果たした明六社同人の一人となった。
- 5 教育の必要性を国家発展という関心から説明し、初代の文部大臣として教育を国家経営の一環に位置づけ重視した。

問17 次の文は、「高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項」(平成30年4月1日改正 高知県)の一部である。文中の( ① )～( ⑤ )に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、〈中略〉障害がある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害がある人からの意思表明のみでなく、本人の意思表明が困難な場合には、障害がある人の家族、支援者・( ① )、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害がある人が、家族、支援者・( ① )を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害がある人が( ② )を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みて、当該障害がある人に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、( ③ )に取り組むよう努める。

4 合理的配慮は、障害がある人等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、( ④ )の向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害がある人に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。従って、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害がある人との関係性が( ⑤ )場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- |   |                               |                      |      |
|---|-------------------------------|----------------------|------|
| 1 | ①介助者、法定代理人等<br>④情報アクセシビリティ    | ②差別の解消<br>⑤多岐にわたる    | ③自主的 |
| 2 | ①介助者、法定代理人等<br>④情報アクセシビリティ    | ②社会的障壁の除去<br>⑤長期にわたる | ③自主的 |
| 3 | ①医師、看護師等<br>④障害がある人の社会参加      | ②差別の解消<br>⑤長期にわたる    | ③自主的 |
| 4 | ①介護士、ケースワーカー等<br>④障害がある人の社会参加 | ②社会的障壁の除去<br>⑤多岐にわたる | ③個別的 |
| 5 | ①介護士、ケースワーカー等<br>④障害がある人の社会参加 | ②差別の解消<br>⑤長期にわたる    | ③個別的 |

問18 次の文は、「障害のある児童生徒の教材の充実について 報告」（平成25年8月28日 文部科学省）のうち、「2. 今後の推進方策」についての記述の一部である。文中の（①）～（⑤）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

- 障害のある児童生徒の学習の充実を図るためには、特別支援学校や特別支援学級、通常の学級において、一人一人のニーズに応じて教材等を活用することが効果的であり、各学校において作成される（①）の中に、教材等に係る（②）について明記することが必要である。なお、教材等については、（③）た教材からICTを活用した教材まで、児童生徒の（④）に応じて適切に活用することが重要である。
- また、このような教材や支援機器の活用に関して明記された事項は、高等学校や大学等の入学者選抜時の配慮事項を決定する際の参考となることを考慮した上で、（①）を作成することが必要である。
- また、これらの教材等を家庭学習において活用することや家庭で使い慣れた教材等を学校で使用することが（⑤）もあるという観点から、これらの教材等を活用することや教材等の持参方法、管理方法等について事前に保護者と話し合うなど、保護者との連携を図ることも重要である。

- |   |                         |                      |               |
|---|-------------------------|----------------------|---------------|
| 1 | ①個別の指導計画<br>④障害の状態や特性   | ②合理的配慮の内容<br>⑤効果的な場合 | ③従来から使用され     |
| 2 | ①個別の教育支援計画<br>④合理的配慮の内容 | ②指導方法<br>⑤合理的な場合     | ③従来から使用され     |
| 3 | ①個別の教育支援計画<br>④障害の状態や特性 | ②指導方法<br>⑤合理的な場合     | ③従来の紙や具体物を活用し |
| 4 | ①個別の指導計画<br>④合理的配慮の内容   | ②指導方法<br>⑤効果的な場合     | ③従来の紙や具体物を活用し |
| 5 | ①個別の指導計画<br>④障害の状態や特性   | ②合理的配慮の内容<br>⑤効果的な場合 | ③従来の紙や具体物を活用し |

問19 次の文は、「小学校学習指導要領解説 総則編」(平成29年6月 文部科学省)、「中学校学習指導要領解説 総則編」(平成29年7月 文部科学省)のうち、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援の一部である。文中の( ① )～( ⑥ )に該当する語句及び数値の組み合わせとして正しいものを、下の1～6から一つ選びなさい。

※《 》は「中学校学習指導要領解説 総則編」の表記を示す。又、下線部の(同規則第141条)は、学校教育法施行規則を指す。

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準としているほか、学習障害者及び( ① )については、年間( ② )単位時間から280単位時間までを標準としている。

また、「その際、効果的な指導が行われるよう、( ③ )と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とは、児童《生徒》が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、( ④ )の効果が、( ⑤ )においても波及することを目指していくことが重要である。

児童《生徒》が在籍校以外の小学校《中学校》又は特別支援学校の小学部《中学部》において特別の指導を受ける場合には、当該児童《生徒》が在籍する小学校《中学校》の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる(同規則第141条)。このように児童《生徒》が他校において指導を受ける場合には、当該児童《生徒》が在籍する小学校《中学校》の校長は、当該特別の指導を行う学校の( ⑥ )と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的に情報交換を行うなど、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要がある。

- |   |                         |            |       |            |
|---|-------------------------|------------|-------|------------|
| 1 | ①注意欠陥多動性障害者<br>⑤通級による指導 | ②70<br>⑥担任 | ③自立活動 | ④通常の学級での指導 |
| 2 | ①注意欠陥多動性障害者<br>⑤通級による指導 | ②70<br>⑥校長 | ③各領域等 | ④通常の学級での指導 |
| 3 | ①注意欠陥多動性障害者<br>⑤通常の学級   | ②10<br>⑥校長 | ③各教科等 | ④通級による指導   |
| 4 | ①自閉症者<br>⑤通常の学級         | ②70<br>⑥校長 | ③自立活動 | ④通級による指導   |
| 5 | ①自閉症者<br>⑤通級による指導       | ②10<br>⑥担任 | ③各領域等 | ④通常の学級での指導 |
| 6 | ①自閉症者<br>⑤通級による指導       | ②10<br>⑥担任 | ③各教科等 | ④通常の学級での指導 |

問20・21は、「小学校学習指導要領」（平成29年3月告示）、「中学校学習指導要領」（平成29年3月告示）、「高等学校学習指導要領」（平成30年3月告示）において示された特別活動に関するものである。

問20 次の文は、「第1 目標」の一部である。文中の（ ① ）～（ ③ ）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に（ ① ）に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) （ ② ）と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、（ ③ ）を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

- |   |           |        |       |
|---|-----------|--------|-------|
| 1 | ①自主的, 実践的 | ②地域の人々 | ③相互理解 |
| 2 | ①多面的, 多角的 | ②地域の人々 | ③相互理解 |
| 3 | ①自主的, 実践的 | ②多様な他者 | ③合意形成 |
| 4 | ①多面的, 多角的 | ②多様な他者 | ③合意形成 |
| 5 | ①自主的, 実践的 | ②地域の人々 | ③合意形成 |

問21 次の文は、「小学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成29年7月 文部科学省）、「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成29年7月 文部科学省）、「高等学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成30年7月 文部科学省）のうち、特別活動における「主体的・対話的で深い学び」の実現に関する説明の一部である。文中の（ ① ）～（ ③ ）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

**【小学校】**

特別活動における「深い学び」の実現には、特別活動が重視している「実践」を、単に（ ① ）の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉えることが大切である。特別活動において重視する「人間関係形成」、（ ② ）」、「自己実現」の三つの視点のいずれにおいても各教科等で育成する資質・能力と様々に関わっており、基本的な学習過程を繰り返す中で、各教科等の特質に応じた見方・考え方を総合的に働かせ、各教科等で学んだ知識や技能などを、集団及び自己の問題の解決のために（ ③ ）していくことが大切である。

**【中学校】**

特別活動における「深い学び」の実現には、特別活動が重視している「実践」を、単に（ ① ）の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉えることが大切である。特別活動において重視する「人間関係形成」、（ ② ）」、「自己実現」の三つの視点のいずれについても各教科等で育成する資質・能力と様々に関わっている。基本的な学習過程を繰り返す中で、各教科等の特質に応じた見方・考え方を総合的に働かせ、各教科等で学んだ知識や技能などを、集団及び自己の問題の解決のために（ ③ ）していくことが大切である。

**【高等学校】**

特別活動における「深い学び」の実現には、特別活動が重視している「実践」を、単に（ ① ）の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉えることが大切である。特別活動において重視する「人間関係形成」、（ ② ）」、「自己実現」の三つの視点のいずれについても各教科・科目等で育成する資質・能力と様々に関わっている。一連の実践過程で、各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を総合的に働かせ、各教科・科目で学んだ知識や技能などを、集団及び自己の問題の解決のために（ ③ ）していくことが大切である。

- |   |     |       |     |
|---|-----|-------|-----|
| 1 | ①行動 | ②社会参画 | ③活用 |
| 2 | ①学習 | ②社会参画 | ③活用 |
| 3 | ①行動 | ②集団維持 | ③習得 |
| 4 | ①学習 | ②集団維持 | ③習得 |
| 5 | ①行動 | ②社会参画 | ③習得 |

問22 次の文は、「生徒指導提要」（平成22年3月 文部科学省）の「第1章 生徒指導の意義と原理」の「第2節 教育課程における生徒指導の位置付け」の一部である。文中の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4から一つ選びなさい。

児童生徒の一人一人は、その能力においても、適性においても千差万別です。（①）をどのように定めたとしても、何らかの意味で学習上の不適応を起こす児童生徒が出てきます。例えば、一般的な傾向として、学習面で理解の早い児童生徒は、学習が平易すぎて、一種の退屈さを覚えるでしょうし、十分能力を発揮できない児童生徒は、学習内容が難しすぎるため学習の進捗についていけず、いわゆる学習内容について不消化の状態に陥るでしょう。前者の場合には、まだ問題性が少ないでしょうが、後者の場合には、当該の児童生徒にとって毎日の授業は苦痛以外の何ものでもなく、その結果として、例えば授業妨害や授業エスケープなど（②）に陥ったり、非行仲間への加入や（③）に向かったりするなど様々な問題行動に向かうケースも見られます。また、思うように学習の成果が得られないために周囲から求められる目標とのギャップから学習への自信や意欲を失い、（④）に陥るケースもあります。

- |   |       |        |       |       |
|---|-------|--------|-------|-------|
| 1 | ①到達水準 | ②怠学傾向  | ③犯罪行為 | ④不登校  |
| 2 | ①到達水準 | ②引きこもり | ③自傷行為 | ④精神疾患 |
| 3 | ①教育目標 | ②怠学傾向  | ③自傷行為 | ④不登校  |
| 4 | ①教育目標 | ②引きこもり | ③犯罪行為 | ④精神疾患 |

問23 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（平成30年10月25日 文部科学省）では、いじめの態様として、いずれの学校種別においても一番多かったものはどれか。次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 2 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 3 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 4 パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- 5 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

問24 次の(1)～(5)の文は、「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」(平成31年3月 高知県)の内容をまとめたものである。基本方針の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

- (1) 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としている。
- (2) 人権尊重の地域社会を目指す「人権宣言に関する決議」(平成7年3月 高知県議会)では「我々は、これらの人権問題解決のため、県主導によるそれぞれひとりの人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たにし、さらなる努力を期するものである」としている。
- (3) 「高知県人権尊重の社会づくり条例」の第1条では、「人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民(県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めている。
- (4) 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画は、平成10(1998)年7月策定され、身近な課題への対応と人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育について明記している。人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育では、公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員をあげ、人権教育の充実について示している。
- (5) 今回、平成31(2019)年3月の改定においては、「犯罪被害者等」及び「インターネットによる人権侵害」に加えて、南海トラフ地震の発生が予想される本県にとっては、他の災害(台風や水害など)も含め取組が必要となる「災害と人権」の3課題を新たに「身近な人権課題」に位置づけた。

- 1 (1) (2) (3)      2 (1) (3) (4)      3 (2) (3) (4)      4 (2) (4) (5)  
 5 (3) (4) (5)



問25 次の文は、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月1日 閣議決定（変更））の「第2章 人権教育・啓発の現状」の一部である。文中の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

人権教育とは、「（①）の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その（②）に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、（③）等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、（④）や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

- |   |                       |       |               |
|---|-----------------------|-------|---------------|
| 1 | ①人権尊重<br>④自ら学び自ら考える力  | ②発達段階 | ③児童の権利に関する条約  |
| 2 | ①人間尊重<br>④自ら学び自ら考える力  | ②発達段階 | ③障害者の権利に関する条約 |
| 3 | ①人間尊重<br>④コミュニケーション能力 | ②能力   | ③児童の権利に関する条約  |
| 4 | ①人権尊重<br>④主体的・対話的能力   | ②能力   | ③児童の権利に関する条約  |
| 5 | ①人間尊重<br>④主体的・対話的能力   | ②ニーズ  | ③障害者の権利に関する条約 |

問26 次の文は、「世界人権宣言（外務省訳）」の一部である。文中の（①）～（④）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

第1条 すべての人間は、生れながらにして（①）であり、かつ、尊厳と権利とについて（②）である。

第2条 すべての人は、人種、（③）、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第26条 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、（④）でなければならない。

- |   |     |     |       |      |
|---|-----|-----|-------|------|
| 1 | ①平等 | ②自由 | ③信条   | ④義務的 |
| 2 | ①平等 | ②公正 | ③皮膚の色 | ④自由  |
| 3 | ①自由 | ②公正 | ③信条   | ④平等  |
| 4 | ①自由 | ②平等 | ③皮膚の色 | ④義務的 |
| 5 | ①平等 | ②自由 | ③信条   | ④公正  |

問27 「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日 閣議決定）の中で、「Ⅳ. 今後の教育政策に関する基本的な方針」において示された五つの方針に該当しないものを、次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成を図る
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

問28 次の文は、「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月改訂 文部科学省）の一部である。文中の（ ① ）～（ ③ ）に該当する語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

防災教育は様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。したがって、防災教育のねらいは、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文科省、2010）に示した安全教育の目標に準じて、次のような3つにまとめられる。

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な（ ① ）や行動選択ができるようにする。

イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、（ ② ）ができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって、児童生徒等が迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校途中や在宅中に被害に遭った児童生徒等がいた。自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身につけることが必要である。そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「（ ③ ）」を身に付けさせることが極めて重要である。その際には、人間には自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう心理的特性（正常化の偏見（バイアス））があることにも注意が必要である。

- |   |       |         |             |
|---|-------|---------|-------------|
| 1 | ①安全管理 | ②日常的な備え | ③実践意欲       |
| 2 | ①安全管理 | ②実践的対応  | ③主体的に行動する態度 |
| 3 | ①情報収集 | ②組織的対応  | ③実践的行動力     |
| 4 | ①意志決定 | ②組織的対応  | ③実践意欲       |
| 5 | ①意志決定 | ②日常的な備え | ③主体的に行動する態度 |

問29 次の①～⑥は、これまでの学習指導要領改訂の要点をまとめたものである。改訂の要点①～⑥を古い順に並べたものはどれか。下の1～5から一つ選びなさい。

- ① 「生きる力」の育成，基礎的・基本的な知識・技能の習得，思考力・判断力・表現力等の育成のバランス（小学校外国語活動の導入）
- ② 教育内容の一層の向上（教育内容の現代化，算数における集合の導入等）
- ③ 基礎・基本を確実に身に付けさせ，自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成（総合的な学習の時間の新設）
- ④ ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化（各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる）
- ⑤ 社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成（生活科の新設）
- ⑥ 教育課程の基準としての性格の明確化（道徳の時間の新設）

- 1 ②→④→⑥→⑤→③→①
- 2 ⑤→②→⑥→④→①→③
- 3 ②→⑥→⑤→④→③→①
- 4 ⑥→④→②→⑤→①→③
- 5 ⑥→②→④→⑤→③→①

問30 次のア～エの文のうち、「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）」（平成22年1月26日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）に示された内容の記述として正しい場合を○，誤っている場合を×とした場合の組み合わせとして正しいものを，下の1～5から一つ選びなさい。

ア 学校の教職員は，職務上，児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し，学校生活のみならず，幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察，注意を払いながら教育活動をする中で，児童虐待の早期発見・対応に努める必要がある。

イ 児童虐待の疑いがある場合には，誤った情報に基づく通告を避けるために，十分な確証を得てから，児童相談所等の関係機関へ連絡，相談をする。

ウ 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には，速やかに児童相談所又は市町村，都道府県の設置する福祉事務所へ通告する。

エ 関係機関への通告又は相談を行った後は，学校と保護者等との関係が悪化することを防ぐため，児童虐待防止上必要な対応については，関係機関に委ねる。

	ア	イ	ウ	エ
1	○	○	×	×
2	○	×	×	○
3	×	○	○	×
4	○	×	○	×
5	×	×	○	○

問31 負の免疫制御を抑制することによるがん治療法の発見が世界で高く評価され、2018年にノーベル生理学・医学賞を受賞した人物を、次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 大村智    2 本庶佑    3 山中伸弥    4 大隅良典    5 利根川進

問32 「2025年問題」といわれるのはどれか。正しいものを、次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 厚生労働省の推計で日本の人口が1億人を割る。
- 2 日本で空き家の戸数が総住宅数の1割を突破するという予測がある。
- 3 地球温暖化に伴う海水温の上昇による熱膨張と氷河などの融解によって、海面が最大82cm上昇するという予測がある。
- 4 人工知能の能力が人類の能力の総和を上回るという予測がある。
- 5 日本の「団塊の世代」が後期高齢者になることで、社会保障費が急増するという予測がある。

問33 次の文中の（ ）に当てはまる語句として正しいものを、下の1～5から一つ選びなさい。

韓国の文在寅大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長が、2018年4月27日首脳会談を行った。冷戦の産物である長年の分断と対決を一日も早く終息させ、民族的和解と平和繁栄の新しい時代を果敢につくり出し、南北関係をより積極的に改善し発展させなければならないという確固たる意志を込めて、「（ ）宣言」に署名し、発表した。

- 1 天安門
- 2 板門店
- 3 南北共同
- 4 平壤共同
- 5 南北非核化

問34 次の①～④は、地球環境保護に関する国際条約について述べたものである。正しい条約の組み合わせを、下の1～5から一つ選びなさい。

- ① 水鳥の生息地である湿地と、そこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、国際的に重要な湿地の指定登録をするとともに、その保全及び賢明な利用促進のための措置等について規定している。
- ② 絶滅のおそれがある野生動植物の保護を目的として、野生動植物の輸出入や持込みなどの規制を定めている。
- ③ 有害廃棄物などの国境を越えた移動及びその処分を規制する目的で、国際的な規制の枠組みや手続きを定めている。
- ④ オゾン層の変化による悪影響から人の健康や環境を保護するため、国際協力の基本的な枠組みを定めている。

- |   |                      |          |            |
|---|----------------------|----------|------------|
| 1 | ①ラムサール条約<br>④ウィーン条約  | ②ワシントン条約 | ③バーゼル条約    |
| 2 | ①ウィーン条約<br>④ワシントン条約  | ②パリ条約    | ③ベルン条約     |
| 3 | ①ワシントン条約<br>④南極条約    | ②ラムサール条約 | ③ウィーン条約    |
| 4 | ①ストックホルム条約<br>④オタワ条約 | ②パリ条約    | ③ジュネーブ条約   |
| 5 | ①パリ条約<br>④ラムサール条約    | ②ジュネーブ条約 | ③ストックホルム条約 |

問35 日本のスポーツ政策に関する記述として誤っているものを、次の1～5から一つ選びなさい。

- 1 昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、平成23年にスポーツ基本法が定められた。
- 2 旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開し、スポーツ行政の総合的な推進を図るため、平成27年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁が発足した。
- 3 スポーツ基本法の第2条では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」などの8つの基本理念が定められている。
- 4 スポーツ庁は、健康増進法の規定に基づき、平成29年3月に第2期「スポーツ基本計画」を策定した。
- 5 第2期「スポーツ基本計画」では、2017年4月から2022年3月までの5年間のスポーツ政策として、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしている。

次の文は、「第2期高知県教育振興基本計画」（平成28年3月 高知県教育委員会）の「第4章 取組の方向性と施策の基本方向」の一部である。文中の（①）～（⑤）に該当する語句を、下の1～15から一つずつ選びなさい。

(1) チーム学校の構築

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症的に行われることが多く、（①）が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、（②）により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした課題の解決に向けた取組として、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、（③）や地域の人材の力も活用して、（④）の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進していきます。

また、県教育委員会や市町村教育委員会などの教育行政は、県全域や地域の教育の課題を踏まえ、「チーム学校の構築」をはじめとする課題解決のための対策をきちんと学校や教員に示し、効果的・（⑤）に対策が実施されるよう学校や教員を支えていくことが必要です。

- |              |             |            |
|--------------|-------------|------------|
| 1 教員数の不足     | 2 横断的       | 3 外部の専門家   |
| 4 生涯学習社会     | 5 保護者       | 6 原因療法的な取組 |
| 7 効率的        | 8 指導力の低下    | 9 教員の多忙化   |
| 10 開かれた学校づくり | 11 組織としての取組 | 12 学校の目標   |
| 13 児童生徒      | 14 継続した取組   | 15 抜本的     |

問36 （①）

問37 （②）

問38 （③）

問39 （④）

問40 （⑤）



